平成28年10月31日 観観産第411号 一部改正 平成29年12月28日 観観産第622号 一部改正 平成30年8月30日 観参第185号の4

各都道府県知事 殿

## 観光庁長官

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」(平成26年3月26日付け国自旅第622号)の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について(平成28年10月31日付け観観産第411号、一部改正平成29年12月28日付け観観産第622号) 2. (4) 別添モデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し、当該者が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、ご周知いただきますことよろしくお願いいたします。